

道路整備推進のための道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続及び道路予算の確保に関する意見書

道路は、安全・安心な暮らしや、持続的な地域経済の成長を支える基本的なインフラであるとともに、災害時には市民の命を守る機能を有するなど、生活に欠かすことのできない重要な社会資本である。

本市は、東名高速道路及び新東名高速道路へのアクセス性にすぐれ、富士山、伊豆半島など世界的な観光地に囲まれた観光立地性を生かして競争力のある都市づくりを進めていきたいと考えている。

そのため、市内交通の慢性的な渋滞の解消や南北交通の円滑化は急務であり、東駿河湾環状道路や国道 414 号静岡バイパスなどの広域道路網の整備、連続立体交差事業や土地区画整理事業による都市内幹線道路の整備や踏切対策、生活道路や通学路における交通安全対策、大規模災害に対する防災・減災対策、さらには急速に進む道路構造物の老朽化対策など、道路に関する対応すべき課題について、より一層の取り組みを進めていく必要がある。

このような状況において、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定による補助率等のかさ上げ措置が平成 29 年度末で切れ、平成 30 年度から地方負担が増加することになれば、地方創生の実現はもとより、自治体運営にも多大な影響が生じることとなる。

ついては、平成 30 年度以降も迅速かつ着実な道路整備を推進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成 30 年度以降も継続するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう拡充、見直しも含め必要な措置を講ずること。
- 2 長期安定的に道路整備が進められるよう、平成 30 年度道路関係予算は所要額を満額確保すること。
- 3 補正予算の編成による、平成 29 年度における事業のさらなる加速化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月16日

沼津市議会